

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金)午後3時00分～午後3時35分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 農業委員(12名) 推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	欠 席	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員 (1名) 6番 木下 浩明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 その他

1) 農地認定について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項の規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 ただ今から8月の定例委員会を開催致します。

本日の出席委員は、木下委員が所用のため欠席されておりますが、農業委員12名出席ですので、総会は成立していることをご報告致します。また推進委員は全員出席頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致しますが、私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に3番、鶴山委員さんと、4番、小川委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致

します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、贈与による所有権の移転でございます。

番号1番、申請地、大字今里□□□番(田)1, □□□㎡、大字西坊城□□□番1(田)1, □□□㎡、大字西坊城□□□番3(田)現況(畑) □□□㎡、譲受人、大和郡山市、□□□□、持分1/2、檀原市、□□□□、持分1/2、譲渡人、檀原市、□□□□、贈与による所有権の移動で、申請理由は、後継者育成のためでございます。譲受人の耕作地面積は、68,857㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第4番目記載のとおりです。

番号2番、申請地、大字池田□□□番2(畑) □□□㎡、譲受人、大字有井、□□□□、譲渡人、広陵町、□□□□□、持分1/3、大津市、□□□□、持分1/3、内本町□□□□□、持分1/3、贈与による所有権の移動で、申請理由は、耕作者に贈与するためでございます。譲受人の耕作地面積は、10,723㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第1番目、ハローワークより□へ約□□□mのところでございます。以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、それぞれの譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、1番は、同一の農家世帯内での権利移転のみで、従来通り耕作されるとのことなので支障はないものと考えます。2番につきましては、現在の保有農地の耕作状況や、農機具等の保有状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、本人も含めた世帯員等の現在の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、同一世帯での移転、同一集落内の方の申請でございますし、農業上の総合的利用につきましても、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

推3番

贈与される□□さんについてですが、譲受人お二人の年齢はいくつぐらいの方ですか。

事務局

現在の所有者のお孫さんにあたります。申請者は未成年ですので、それぞれの保護者が責任をもって耕作にあたるという文書を頂いた上で申請を受け付けしております。もとよりご両親が農地の維持管理をおこなっておられます。

議長

他に何かございませんか。質問等ないようですので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。
続いて、議第2号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。
本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に
使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字田井□□□番1(田)I, □□□㎡、譲受人、西町、□□□
□□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、売買による所有権の移転で、分譲住宅
および露天資材置き場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、
近鉄浮孔駅より北東へ約□□□mのところでございます。以上、第3号議案につきま
しては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき
審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。
会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字田井の申請ですが、申
請地は、現在は休耕されておりました。周囲の状況は、南側、東側は道路、西側、北
側は住宅です。周囲は宅地と道路、水路に囲まれており、土砂の流出がないように造
成されます。汚水は各戸に浄化槽を設け雨水と共に東側水路に排水される計画です。
隣接農地はなく、田井水利組合からは同意を得ています。周囲への被害はないもの
と思われま。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、農
地部会での審議結果を報告させていただきます。

議 長 ただ今、農地部会長より報告のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に
基づく農地転用許可基準による検討事項について説明を願います。

事務局 それでは説明させていただきます。農地区分は、近鉄浮孔駅より約300m内に位置して
おり、第3種農地と判断されます。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金
は、会社の自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明が添付されており、事業
計画書の内容からして転用を完成する資金として適当であると判断致します。次に申
請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請人からの聴取
によりまして、許可後よりすぐに着手し約1年で完成とのこととありますので確実と
考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図から妥当な面積であると判断
致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 部会長や、事務局から説明ありましたが、この議第2号について何かご意見、ご質
問などある方は挙手をお願い致します。

(なしとの声あり)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

ただ今の議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議第3号その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、その他、1番、農地認定について説明致します。今回の申請は、平成元
年に4条で資材置き場として転用されましたが、現在は畑として使用しているため、
地目変更を行った上で、農地としての認定申請があったものです。

番号1番、申請地、大字奥田□□□番4(畑) □□□㎡、申請人、大字奥田、□□□□□、非農地から農地への変更でございます。

その他の1番、農地認定につきましては1件の申請でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりました。農地部会でも現地確認に行っていました。地元の吉岡委員さんとしてはどうでしたか。

推4番 　現地調査に同行し、現地確認しましたが、戻される大部分は畑として野菜を植えられておりました。農地としてここ数年は使っておられるような様子です。

議長 　何か質問等ございませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第3号、その他の1番、農地認定について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第3号、その他の1番については農地として認定することに決定致します。

次に、その他2番、専決処分の報告について報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第3号、その他2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、遺贈により農地の権利を取得した届出について、専決処理を行った事後報告でございます。

番号1番、所在地、大字田井□□番1、□□□番1、□□□番1、□□□番、地目はすべて田で、面積は合計で4,353㎡です。相続人、大阪府茨木市、□□□□、被相続人、□□□□、令和元年7月25日、遺贈による権利の取得の届出で、あっせん希望はされておられません。

以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて、議第3号その他の2番、専決処分の報告について、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第3号、その他2番の専決処分の報告について、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。市街化区域の農地につきましては、あらかじめ農業委員会に届出て転用する場合、許可は不要となっております。今回議案と致しましたのは、令和元年6月26日から7月25日までの届出分でございます。

番号1番、転用届出地、大字有井□□番(田) □□□㎡、譲受人、大字有井、□□□□、譲渡人、広陵町、□□□□□、滋賀県大津市、□□□□、内本町、□□□□□、持分はそれぞれ1/3ずつでございます。売買による所有権移転で、露天駐車場、庭先用地への転用届出でございます。令和元年7月4日に奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、三和町□□□番1(畑) □□㎡、譲受人、大阪府豊中市、□□□□、譲渡人、オーストラリア、□□□□□、売買による所有権移転で、農業用

倉庫への転用届出でございます。令和元年7月18日、今村会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号3番、転用届出地、今里町□□□番3（畑）□□□㎡、譲受人、大和郡山市、□□□□□、譲渡人、今里町、□□□□、売買による所有権移転で、露天駐車場への届出でございます。令和元年7月24日、今村会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、農地法第5条届出3件の専決処分の事後報告でございます。

議長 報告第2号、農地法第5条規定による転用届出の件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。奥本委員さんにおかれましては大変暑い中、確認ご苦労様でした。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。ないようでしたらこれで委員会終了いたします。暑い中委員の皆様には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 今村平治郎

署名委員 鵜山久雄

署名委員 小川隆興